

令和7年第5回白鷹町議会定例会 第2日

変更議事日程

令和7年9月4日（木）午前9時30分開議

- 日程第 1 議第54号 白鷹町犯罪被害者等支援条例の設定について
日程第 2 議第55号 白鷹町職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例の設定について
日程第 3 議第56号 白鷹町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 4 議第57号 令和7年度白鷹町一般会計補正予算（第2号）について
日程第 5 議第58号 令和7年度白鷹町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
日程第 6 議第59号 令和7年度白鷹町介護保険特別会計補正予算（第1号）について
日程第 7 議第60号 令和7年度白鷹町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
日程第 8 議第61号 令和7年度白鷹町水道事業会計補正予算（第1号）について
日程第 9 議第62号 令和7年度白鷹町下水道事業会計補正予算（第1号）について
日程第10 議第63号 令和7年度白鷹町立病院事業会計補正予算（第1号）について

追加変更議事日程

- 日程第11 議第57号 令和7年度白鷹町一般会計補正予算（第2号）について
（予算特別委員長報告）
日程第12 議第58号 令和7年度白鷹町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
（予算特別委員長報告）
日程第13 議第59号 令和7年度白鷹町介護保険特別会計補正予算（第1号）について
（予算特別委員長報告）

日程第14 議第60号 令和7年度白鷹町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について

（予算特別委員長報告）

日程第15 議第61号 令和7年度白鷹町水道事業会計補正予算（第1号）について
（予算特別委員長報告）

日程第16 議第62号 令和7年度白鷹町下水道事業会計補正予算（第1号）について

（予算特別委員長報告）

日程第17 議第63号 令和7年度白鷹町立病院事業会計補正予算（第1号）について

（予算特別委員長報告）

日程第18 議第64号 学習者用コンピュータの取得について

日程第19 委員会の閉会中の継続調査について

（議会運営委員会）

○出席議員（12名）

1番	菅原 隆男	議員	2番	衣袋 正人	議員
3番	横山 和浩	議員	4番	竹田 雅彦	議員
5番	佐々木 誠司	議員	6番	丸川 雅春	議員
7番	金田 悟	議員	8番	笹原 俊一	議員
9番	山田 仁	議員	10番	関 千鶴子	議員
11番	今野 正明	議員	12番	遠藤 幸一	議員

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	佐藤 誠七
副町長	田宮 修
教育長	迎田 浩昭
総務課長	長岡 聰
税務出納課長	吉村 秀昭
企画政策課長	加藤 和芳
町民課長	橋本 達也
健康福祉課長	永沢 照美
商工観光課長	黒澤 和幸

農政課長併 農業委員会事務局長	橋本秀和
林政課参与 (兼)課長	永野徹
建設課長	菊地智
上下水道課長	高橋浩之
病院事務局長	片山正弘
教育次長	川部茂樹
監査委員	小谷部仁

○職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長補佐 書記	大瀧勇祐 竹田雅紀子
----------------	---------------

○開議の宣告

○議長（菅原隆男） おはようございます。ご参集、誠にご苦労さまです。

これより令和7年第5回白鷹町議会定例会2日目の会議を行います。

出席議員は全員であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

○議事日程の説明

○議長（菅原隆男） 本日の議事日程は、配付した変更議事日程のとおりであります。

早速、議事に入ります。

○議第54号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（菅原隆男） 日程第1、議第54号 白鷹町犯罪被害者等支援条例の設定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） ただいま上程になりました議第54号 白鷹町犯罪被害者等支援条例の設定についての提案理由を申し上げます。

本件につきましては、犯罪被害者等支援の基本理念及び町の責務等を定め、被害者の早期回復等に向けた取組を推進し、犯罪被害者等を支える地域社会を形成するため、提案するものであります。

内容につきましては、町民課長より説明いたさせますので、よろしくご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（菅原隆男） 町民課長、橋本達也君。

○町民課長（橋本達也） ご説明申し上げます。

議第54号 白鷹町犯罪被害者等支援条例の設定について。

白鷹町犯罪被害者等支援条例を次のように制定する。

白鷹町犯罪被害者等支援条例。

制定要旨によりご説明いたします。制定要旨をご覧ください。

本条例につきましては、犯罪被害者等支援の基本理念及び町の責務等を定め、犯罪被害者等が受けた被害の早期の回復、または軽減に向けた取組を推進し、犯罪被害者等を支える地域社会を形成することを目的として制定するものでございます。

条項、見出し、制定の要旨の順でご説明申し上げます。

第1条、目的。本条例の目的を定めるもの。

第2条、定義。本条例に用いる用語の意義を定義するもの。

第3条第1項及び第2項、基本理念。犯罪被害者等支援の基本理念を定めるもの。

第1項、犯罪被害者等の支援は必要な支援を途切れることなく受けることができるよう、町及び関係機関等が連携し適切に行わなければならない。

第2項、犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等の状況を理解し、二次的被害の防止に配慮して行わなければならない。

第4条、町の責務。町は、関係機関等との適切な役割分担を踏まえ、連携を図りながら支援に関する施策を実施することを定めるもの。

第5条、町民等の役割。町民等は、犯罪被害者等の状況を理解し、名誉または生活の平穏を害することのないよう配慮するとともに、町が実施する支援に関する施策に協力するよう努めることを定めるもの。

第6条、事業者の役割。事業者は、犯罪被害者等の状況を理解し、犯罪等による被害を理由とした不利益な取扱いをすることのないよう配慮するとともに、町が実施する支援に関する施策に協力するよう努めることを定めるもの。

次のページをご覧ください。

第7条、二次的被害及び再被害の防止。

第1項、町は、犯罪被害者等が二次的被害を受けることのないよう、プライバシー及び名誉の保護に努めることを定めるもの。

第2項、町は、犯罪被害者等が当該犯罪等の加害者から再び被害を受けることのないよう、個人情報を適切に管理するとともに、関係機関等と協力し、安全の確保に努めることを定めるもの。

第8条、相談及び情報の提供等。

町は犯罪被害者等からの相談に応じ、必要な情報提供及び助言並びに関係機関等との連絡調整を行うことを定めるもの。

第9条、経済的負担の軽減。

町は被害による経済的負担の軽減を図るため、助成に関する情報提供及び助言を行うとともに、必要な施策を講ずるよう努めることを定めるもの。

第10条、民間支援団体への支援。

町は民間支援団体に対し、助言その他の必要な支援を行うことを定めるもの。

第11条、町民等及び事業者の理解の増進。

町は、町民等及び事業者が犯罪被害者等の支援に関して理解を深めることができるよう、広報及び啓発を行うことを定めるもの。

第12条、委任。

この条例の施行に関し必要な事項は別に定めるもの。

附則。

この条例は令和7年10月1日から施行するもの。

以上でございます。

○議長（菅原隆男） 説明が終わりました。質疑を行います。

[「なし」の声あり]

○議長（菅原隆男） 質疑なしと認めます。

討論を行います。

[「なし」の声あり]

○議長（菅原隆男） なければ、採決いたします。

議第54号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（菅原隆男） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議第55号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（菅原隆男） 日程第2、議第55号 白鷹町職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例の設定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長、佐藤誠七君。

[町長 佐藤誠七 登壇]

○町長（佐藤誠七） ただいま上程になりました議第55号 白鷹町職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例の設定についての提案理由を申し上げます。

本件につきましては、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、部分休業制度を拡充するほか、所要の整備を行うため提案するものであります。

詳細につきましては、総務課長より説明いたさせますので、よろしくご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（菅原隆男） 総務課長、長岡 聰君。

○総務課長（長岡 聰） ご説明申し上げます。

議第55号 白鷹町職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例の設定について。

白鷹町職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

白鷹町職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例。

改正要旨をご覧ください。

本条例につきましては、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、育児のための休業制度である部分休業制度を拡充するほか、関係条例について所要の整備を行うものであります。

条例、条項、見出し、新改の別、改正の要旨は記載のとおりでございます。

改正の主なものについてご説明申し上げます。

第1条、白鷹町職員の育児休業等に関する条例の一部改正でございます。

第19条第1項第1号部分休業の承認、改、現行の1日につき2時間を超えない範囲で取得する部分休業について、勤務時間の始めまたは終わりに限り承認可能とする規定を削除するものでございます。

第19条の2、第2号部分休業の承認、新、法改正により新たに承認可能となった1年につき、条例で定める時間を超えない範囲で取得する部分休業について、その取得単位を1時間単位や1日単位とすることなどを定めるものでございます。

2ページをご覧ください。

第19条の3、育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間、新、部分休業の請求を申し出る単位期間を、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間と定めるものでございます。

第19条の4、育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間、新、前条の期間につき請求できる第2号部分休業の上限時間につきまして、職員区分に応じて定めるものでございます。常勤職員につきましては、77時間30分、1日の勤務時間7時間45分の10日相当分ということでございます。非常勤職員につきましては、1日当たりの勤務時間に10を乗じて得た時間と定めるものでございます。

第19条の5、育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情、新、部分休業の申出の内容を変更することができる特別の事情について定めるものであります。

3ページをご覧ください。

第2条、白鷹町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正。

第19条の2第1項から第19条の2第3項までにつきましては、妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等でございまして、いずれも新設でございます。

第1項につきましては、職員が本人または配偶者の妊娠、出産等を申し出た場合に、任命権者が取るべき対応について、第2項につきましては、3歳に満たない子を養育する職員に対して、一定の期間内に任命権者が取るべき対応について規定したものであり、第3項につきましては、任命権者は、職員の仕事と家庭との両立の支障となる事情の改善に資する事項について、職員の意向を確認したときは、当該意向に配慮しなければならないこととするものであります。

4ページをご覧ください。

第3条、白鷹町技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正から第5条、白鷹町病院事業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正につきましては、文言を整理するものであります。

附則、第1項、施行期日、この条例は令和7年10月1日から施行するもの。

附則、第2項、経過措置、令和7年度における第2号部分休業の取得上限時間に係る
読替規定を定めるものであります。

説明は以上でございます。

○議長（菅原隆男） 説明が終わりました。質疑を行います。

[「なし」の声あり]

○議長（菅原隆男） 質疑なしと認めます。

討論を行います。

[「なし」の声あり]

○議長（菅原隆男） なければ、採決いたします。

議第55号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（菅原隆男） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議第56号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（菅原隆男） 日程第3、議第56号 白鷹町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長、佐藤誠七君。

[町長 佐藤誠七 登壇]

○町長（佐藤誠七） ただいま上程になりました議第56号 白鷹町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由を申し上げます。

本件につきましては、病床数の適正化を図るため提案するものであります。

詳細につきましては、病院事務局長より説明いたさせますので、よろしくご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（菅原隆男） 病院事務局長、片山正弘君。

○病院事務局長（片山正弘） ご説明申し上げます。

議第56号 白鷹町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

白鷹町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

白鷹町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例。

白鷹町病院事業の設置等に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条第5項中「60床」を「57床」に改める。

附則、この条例は、令和7年9月30日から施行する。

以上でございます。

○議長（菅原隆男） 説明が終わりました。質疑を行います。

[「なし」の声あり]

○議長（菅原隆男） 質疑なしと認めます。

討論を行います。

[「なし」の声あり]

○議長（菅原隆男） なければ、採決いたします。

議第56号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（菅原隆男） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議第57号～議第63号の上程、説明

○議長（菅原隆男） 日程第4、議第57号 令和7年度白鷹町一般会計補正予算（第2号）についてから日程第10、議第63号 令和7年度白鷹町立病院事業会計補正予算（第1号）についてまで、以上、各会計補正予算7件は、会議規則第36条の規定により一括議題といたします。

初めに、議第57号 令和7年度白鷹町一般会計補正予算（第2号）について、提案理由の説明を求める。町長、佐藤誠七君。

[町長 佐藤誠七 登壇]

○町長（佐藤誠七） ただいま上程になりました議第57号 令和7年度白鷹町一般会計補正予算（第2号）についての提案理由を申し上げます。

本件につきましては、国の低所得者支援及び不足額給付事業に的確に対応しつつ、給食費の追加支援をはじめとした教育関連施策や土木関連施策等への対応、公共施設の老朽化対策など緊急性の高い事業について対応するため、所要の措置を講ずるものであります。

また、将来の財政需要に備え、財政調整基金への積立てに対応しつつ、人事異動等に伴う人件費の調整を行いました。

対応する財源といたしましては、国県支出金、地方債繰入金及び繰越金等で対処するものであります。

このほか、英語指導助手A.L.T設置事業に係る債務負担行為の追加を行うものであります。

以上の結果、歳入歳出それぞれ1億8,670万円を追加し、歳入歳出それぞれ108億8,430万円とするものであります。

なお、詳細につきましては、総務課長より説明いたしますので、よろしくお願ひを申し上げます。

○議長（菅原隆男） 総務課長、長岡 聰君。

○総務課長（長岡 聰） ご説明申し上げます。

補正予算書（第2号）の1ページをお開きください。

議第57号 令和7年度白鷹町一般会計補正予算（第2号）。

令和7年度白鷹町一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億8,670万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ108億8,430万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 嶸入歳出予算補正」による。

債務負担行為の補正。

第2条、債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

地方債の補正。

第3条、地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

2ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正。

款、補正額、計のみ申し上げます。

歳入。

9款地方特例交付金、25万8,000円の減額、1,093万2,000円。

14款国庫支出金、6,395万8,000円、10億2,277万1,000円。

15款県支出金、1,085万6,000円、8億8,998万7,000円。

18款繰入金、49万円、5億661万8,000円。

19款繰越金、7,520万9,000円、4億909万9,000円。

20款諸収入、224万5,000円、2億7,568万6,000円。

21款町債、3,420万円、18億9,430万円。

歳入合計、1億8,670万円、108億8,430万円。

3ページをお開き願います。

歳出。

1款議会費、11万6,000円、9,413万円。

2款総務費、5,956万6,000円、14億7,184万1,000円。

3款民生費、3,304万3,000円、23億4,494万3,000円。

4款衛生費、953万1,000円、8億9,556万1,000円。

6款農林水産業費、499万8,000円、7億955万8,000円。

7款商工費、1,227万3,000円、6億6,574万2,000円。

8款土木費、3,056万1,000円、15億9,625万2,000円。

4ページをお開きください。

9款消防費、1,385万2,000円、5億6,757万2,000円。

10款教育費、2,272万6,000円、12億128万円。

11款災害復旧費、3万4,000円、2,214万5,000円。

歳出合計、1億8,670万円、108億8,430万円。

5ページをお開きください。

第2表、債務負担行為補正。

追加でございます。

事項、期間、限度額の順に申し上げます。

英語指導助手A L T設置事業、令和7年度から令和8年度、1,702万8,000円。

第3表、地方債補正。

変更でございます。

初めに、起債の目的、補正後の限度額を申し上げます。

緊急防災減災事業、1,330万円を追加し、1億3,580万円。

デジタル活用推進事業、1,580万円を追加し、6,020万円。

過疎対策事業、710万円を追加し、14億270万円。

起債の方法、利率、償還の方法は、補正前に同じです。

以上でございます。

○議長（菅原隆男） 次に、議第58号 令和7年度白鷹町国民健康保険特別会計補正予算

（第1号）について提案理由の説明を求めます。町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） ただいま上程になりました議第58号 令和7年度白鷹町国民健康保

険特別会計補正予算（第1号）についての提案理由を申し上げます。

本件につきましては、制度改正に伴うシステム改修及び保険給付費等交付金の精算等に対応するため、所要の措置を講じるものであります。

対応する財源といたしましては、国庫支出金及び繰越金で対処するものであります。

以上の結果、歳入歳出それぞれ1,519万3,000円を追加し、歳入歳出それぞれ13億8,288万9,000円とするものであります。

内容につきましては、町民課長に説明いたさせますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（菅原隆男） 町民課長、橋本達也君。

○町民課長（橋本達也） ご説明申し上げます。

補正予算書1ページをご覧ください。

議第58号 令和7年度白鷹町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）。

令和7年度白鷹町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,519万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億8,288万9,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 岁入歳出予算補正」による。

次のページをご覧ください。

第1表、歳入歳出予算補正。

款、補正額、計を申し上げます。

歳入。

3款国庫支出金、522万円、522万1,000円。

7款繰越金、997万3,000円、997万4,000円。

歳入合計、1,519万3,000円、13億8,288万9,000円。

次のページをご覧ください。

歳出。

1款総務費、559万5,000円、1,985万2,000円。

5款保健事業費、4万3,000円、2,365万3,000円。

7款諸支出金、955万5,000円、5,855万7,000円。

歳出合計、1,519万3,000円、13億8,288万9,000円。

以上でございます。

○議長（菅原隆男） 次に、議第59号 令和7年度白鷹町介護保険特別会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明を求めます。町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） ただいま上程になりました議第59号 令和7年度白鷹町介護保険特別会計補正予算（第1号）についての提案理由を申し上げます。

本件につきましては、円滑な事業運営に資するための介護給付費準備基金への積立てや介護予防の推進に向けた事業の追加のほか、人事異動に伴う人件費の調整等に対応するため、所要の措置を講じるものであります。

対応する財源といたしましては、国庫支出金、繰入金及び繰越金で対処するものであります。

以上の結果、歳入歳出それぞれ7,337万円を追加し、歳入歳出それぞれ17億6,917万円とするものであります。

内容につきましては、健康福祉課長に説明いたさせますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（菅原隆男） 健康福祉課長、永沢照美さん。

○健康福祉課長（永沢照美） ご説明申し上げます。

補正予算書（第1号）1ページをご覧ください。

議第59号 令和7年度白鷹町介護保険特別会計補正予算（第1号）。

令和7年度白鷹町介護保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。
歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,337万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17億6,917万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 岁入歳出予算補正」による。

2ページをご覧ください。

款、補正額、計を申し上げます。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入。

3款国庫支出金37万5,000円、3億9,221万円。

4款支払基金交付金、40万5,000円、4億2,388万8,000円。

5款県支出金18万7,000円、2億4,945万2,000円。

7款繰入金、932万7,000円の減額、2億7,972万1,000円。

8款繰越金、8,173万円、8,218万円。

歳入合計、7,337万円、17億6,917万円。

3ページをお開き願います。

歳出。

1款総務費、478万3,000円の減額、4,908万6,000円。

3款地域支援事業費、150万円、1億1,725万7,000円。

4款基金積立金、5,205万7,000円、5,236万9,000円。

5款諸支出金、2,459万6,000円、2,738万8,000円。

歳出合計、7,337万円、17億6,917万円。

以上でございます。

○議長（菅原隆男） 次に、議第60号 令和7年度白鷹町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明を求めます。町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） ただいま上程になりました議第60号 令和7年度白鷹町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についての提案理由を申し上げます。

本件につきましては、制度改正に伴うシステム改修及び広域連合納付金の調整等を図るため、所要の措置を講じるものであります。

対応する財源といたしましては、繰入金、繰越金及び国庫支出金で対処するものであります。

以上の結果、歳入歳出それぞれ215万7,000円を追加し、歳入歳出それぞれ2億1,010万2,000円とするものであります。

内容につきましては、町民課長に説明いたさせますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（菅原隆男） 町民課長、橋本達也君。

○町民課長（橋本達也） ご説明申し上げます。

補正予算書1ページをご覧ください。

議第60号 令和7年度白鷹町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）。

令和7年度白鷹町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ215万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億1,010万2,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 岁入歳出予算補正」による。

次のページをご覧ください。

第1表、歳入歳出予算補正。

款、補正額、計を申し上げます。

歳入。

3款繰入金、3万6,000円、5,572万3,000円。

4款繰越金、151万6,000円、363万5,000円。

6款国庫支出金、60万5,000円、60万5,000円。

歳入合計、215万7,000円、2億1,010万2,000円。

次のページをご覧ください。

歳出。

1款総務費、64万1,000円、472万1,000円。

2款後期高齢者医療広域連合納付金、151万6,000円、2億522万1,000円。

歳出合計、215万7,000円、2億1,010万2,000円。

以上でございます。

○議長（菅原隆男） 次に、議第61号 令和7年度白鷹町水道事業会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明を求めます。町長、佐藤誠七君。

[町長 佐藤誠七 登壇]

○町長（佐藤誠七） ただいま上程になりました議第61号 令和7年度白鷹町水道事業会計補正予算（第1号）についての提案理由を申し上げます。

本件につきましては、津島台浄水場の水質監視機能の強化等を講ずるための建設改良

費の調整のほか、修繕費等の調整を図るため、所要の措置を講ずるものであります。

以上の結果、収益的支出に450万円を追加し、総額を2億9,240万3,000円に、資本的支出に1,323万円を追加し、総額を4億1,014万4,000円とするものであります。

内容につきましては、上下水道課長に説明いたさせますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（菅原隆男） 上下水道課長、高橋浩之君。

○上下水道課長（高橋浩之） ご説明申し上げます。

令和7年度白鷹町水道事業会計補正予算書（第1号）。

1ページをご覧ください。

議第61号 令和7年度白鷹町水道事業会計補正予算（第1号）。

総則。

第1条、令和7年度白鷹町水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

収益的支出の補正。

第2条、令和7年度白鷹町水道事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

款、補正予定額、計のみ申し上げます。

第1款水道事業費用、450万円、2億9,240万3,000円。

資本的支出の補正。

第3条、予算第4条本文括弧書を（資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1億7,569万1,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,615万円、減債積立金500万円、建設改良積立金1,500万円及び過年度分損益勘定留保資金1億2,954万1,000円で補填するものとする。）に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

款、補正予定額、計のみ申し上げます。

第1款資本的支出、1,323万円、4億1,014万4,000円。

2ページをご覧ください。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費。

第4条、予算第8条に定めた職員給与費の予定額を次のとおり改める。

補正予定額、計を申し上げます。

第1号職員給与費、100万円、3,793万2,000円。

説明は以上でございます。

○議長（菅原隆男） 次に、議第62号 令和7年度白鷹町下水道事業会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明を求めます。町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七）　ただいま上程になりました議第62号　令和7年度白鷹町下水道事業会計補正予算（第1号）についての提案理由を申し上げます。

本件につきましては、公共下水道事業の建設改良費の財源調整のほか、人事異動に伴う人件費の調整を図るため、所要の措置を講ずるものであります。

以上の結果、収益的収支につきましては、収入の総額に24万円、支出の総額に169万3,000円を追加し、収入の総額を6億315万1,000円、支出の総額を6億1,406万3,000円とするものであります。

また、資本的収支につきましては、収入の総額から350万円、支出の総額から340万円を減額し、収入の総額を1億8,843万3,000円、支出の総額を3億7,391万6,000円とするものであります。

内容につきましては、上下水道課長より説明いたさせますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（菅原隆男）　上下水道課長、高橋浩之君。

○上下水道課長（高橋浩之）　ご説明申し上げます。

令和7年度白鷹町下水道事業会計補正予算（第1号）、1ページをご覧ください。

議第62号　令和7年度白鷹町下水道事業会計補正予算（第1号）。

総則。

第1条、令和7年度白鷹町下水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

収益的収入及び支出の補正。

第2条、令和7年度白鷹町下水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

款、補正予定額、計のみ申し上げます。

収入。

第1款下水道事業収益、24万円、6億315万1,000円。

支出。

第1款下水道事業費用、169万3,000円、6億1,406万3,000円。

2ページをご覧ください。

資本的収入及び支出の補正。

第3条、予算第4条本文括弧書を（資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1億8,548万3,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,091万8,000円、過年度分損益勘定留保資金6,411万6,000円、当年度分損益勘定留保資金1億1,044万9,000円により補填するものとする。）に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

款、補正予定額、計のみ申し上げます。

収入。

第1款資本的収入、350万円の減額、1億8,843万3,000円。

支出。

第1款資本的支出、340万円の減額、3億7,391万6,000円。

3ページをご覧ください。

企業債。

第4条、予算第6条に定めた起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を次のとおり改める。

変更でございます。

起債の目的、補正後の限度額を申し上げます。

下水道事業、補正前の限度額から620万円を減額し、6,790万円、過疎対策事業、補正前の限度額から980万円を追加し、6,770万円、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前に同じでございます。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費。

第5条、予算第9条に定めた職員給与費の予定額を次のとおり改める。

補正予定額、計のみ申し上げます。

第1号職員給与費、169万3,000円、4,121万6,000円。

説明は以上でございます。

○議長（菅原隆男） 次に、議第63号 令和7年度白鷹町立病院事業会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明を求めます。町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） ただいま上程になりました議第63号 令和7年度白鷹町立病院事業会計補正予算（第1号）についての提案理由を申し上げます。

本件につきましては、病床数適正化支援事業等の内容により、医業外収益及び医業費用についての所要の措置を講ずるものであります。

以上の結果、収益的収入及び支出にそれぞれ1,471万2,000円を追加し、収益的収入及び支出の総額を12億7,666万7,000円とするものであります。

内容につきましては、病院事務局長に説明させますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（菅原隆男） 病院事務局長、片山正弘君。

○病院事務局長（片山正弘） ご説明申し上げます。

補正予算書の1ページをご覧ください。

議第63号 令和7年度白鷹町立病院事業会計補正予算（第1号）。

総則。

第1条、令和7年度白鷹町立病院事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところ

による。

収益的収入及び支出の補正。

第2条、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

以下、款、補正予定額、計のみ申し上げます。

収入。

第1款病院事業収益、1,471万2,000円、12億7,666万7,000円。

支出。

第1款病院事業費用、1,471万2,000円、12億7,666万7,000円。

以上でございます。

○議長（菅原隆男） 説明が終わりました。

○議第57号～議第63号の予算特別委員会付託

○議長（菅原隆男） お諮りいたします。令和7年度各会計補正予算7件は、予算特別委員会に付託し、審査することにしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（菅原隆男） ご異議なしと認めます。よって、令和7年度各会計補正予算7件は、予算特別委員会に付託し、審査することに決定いたしました。

予算特別委員会は、本日中に本議場で開会の上、審査を終了し、議会に報告されるよう申し添えます。

ここで暫時休憩いたします。

再開は予鈴をもってお知らせします。

休憩 （午前10時18分）

再開 （午前11時30分）

○議長（菅原隆男） 休憩前に復し、再開いたします。

お諮りいたします。議事日程について、配付の追加変更議事日程のとおり、追加変更したいと存じますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（菅原隆男） ご異議なしと認めます。よって、そのように決定しました。

○議第57号～議第63号までの報告、討論、採決

○議長（菅原隆男） 日程第11、議第57号 令和7年度白鷹町一般会計補正予算（第2号）について（予算特別委員長報告）から日程第17、議第63号 令和7年度白鷹町立病院事業会計補正予算（第1号）について（予算特別委員長報告）までの以上7件は、会議規則第36条の規定により一括議題といたします。

令和7年度各会計補正予算7件は、予算特別委員会に審査の付託をした案件でありますので、委員長より審査結果の報告を求めます。予算特別委員長、遠藤幸一君。

[予算特別委員長 遠藤幸一 登壇]

○予算特別委員長（遠藤幸一） 予算特別委員会審査の報告をいたします。

本予算特別委員会に付託の各会計補正予算は、審査の結果、下記のとおり決定したので、白鷹町議会会議規則第76条の規定により報告をいたします。

議案番号、件名、審査結果の順にご報告を申し上げます。

議第57号 令和7年度白鷹町一般会計補正予算（第2号）について、原案のとおり可決すべきもの。

議第58号 令和7年度白鷹町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、原案のとおり可決すべきもの。

議第59号 令和7年度白鷹町介護保険特別会計補正予算（第1号）について、原案のとおり可決すべきもの。

議第60号 令和7年度白鷹町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、原案のとおり可決すべきもの。

議第61号 令和7年度白鷹町水道事業会計補正予算（第1号）について、原案のとおり可決すべきもの。

議第62号 令和7年度白鷹町下水道事業会計補正予算（第1号）について、原案のとおり可決すべきもの。

議第63号 令和7年度白鷹町立病院事業会計補正予算（第1号）について、原案のとおり可決すべきもの。

以上でございます。

○議長（菅原隆男） 予算特別委員長の報告が終わりました。

これより日程の順に討論及び採決を行います。

この採決は起立によって行います。なお、起立されない方は否決とみなします。

まず、議第57号 令和7年度白鷹町一般会計補正予算（第2号）について討論を行います。

[「なし」の声あり]

○議長（菅原隆男） なければ、採決いたします。

議第57号について、委員長報告のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（菅原隆男） 全員起立。よって、本補正予算は委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、議第58号 令和7年度白鷹町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について討論を行います。

[「なし」の声あり]

○議長（菅原隆男） なければ、採決いたします。

議第58号について、委員長報告のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（菅原隆男） 全員起立。よって、本補正予算は委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、議第59号 令和7年度白鷹町介護保険特別会計補正予算（第1号）について討論を行います。

[「なし」の声あり]

○議長（菅原隆男） なければ、採決いたします。

議第59号について、委員長報告のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（菅原隆男） 全員起立。よって、本補正予算は委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、議第60号 令和7年度白鷹町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について討論を行います。

[「なし」の声あり]

○議長（菅原隆男） なければ、採決いたします。

議第60号について、委員長報告のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（菅原隆男） 全員起立。よって、本補正予算は委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、議第61号 令和7年度白鷹町水道事業会計補正予算（第1号）について討論を行います。

[「なし」の声あり]

○議長（菅原隆男） なければ、採決いたします。

議第61号について、委員長報告のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（菅原隆男） 全員起立。よって、本補正予算は委員長報告のとおり可決することに決しました。

続いて、議第62号 令和7年度白鷹町下水道事業会計補正予算（第1号）について討論を行います。

[「なし」の声あり]

○議長（菅原隆男） なければ、採決いたします。

議第62号について、委員長報告のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（菅原隆男） 全員起立。よって、本補正予算は委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、議第63号 令和7年度白鷹町立病院事業会計補正予算（第1号）について討論を行います。

[「なし」の声あり]

○議長（菅原隆男） なければ、採決いたします。

議第63号について、委員長報告のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（菅原隆男） 全員起立。よって、本補正予算は委員長報告のとおり可決することに決しました。

○議第64号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（菅原隆男） 日程第18、議第64号 学習者用コンピュータの取得についてを議題といたします。

提案理由の説明を求める。町長、佐藤誠七君。

[町長 佐藤誠七 登壇]

○町長（佐藤誠七） ただいま上程になりました議第64号 学習者用コンピュータの取得についての提案理由を申し上げます。

学習者用コンピュータの取得について、山形県実施の公募型プロポーザルに基づき、町において行った見積り合わせの結果を踏まえ取得するため提案するものであります。

なお、内容につきましては、教育次長より説明いたさせますので、よろしくご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（菅原隆男） 教育次長、川部茂樹君。

○教育次長（川部茂樹） ご説明いたします。

議第64号 学習者用コンピュータの取得について。

町は、下記により学習者用コンピュータを取得したいので、白鷹町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第6号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 取得しようとする物件 学習者用コンピュータ 965台。
- 2 取得予定価格 5,307万5,000円。
- 3 取得方法 山形県を中心とした公募型プロポーザルに基づく随意契約
- 4 契約の相手方 山形県山形市薬師町2丁目18番1号

N T T 東日本株式会社山形支店 支店長 小澤一仁

概要について申し上げます。

G I G Aスクール構想により、令和2年度に整備いたしました1人1台端末につきまして、耐用年数5年が経過することから965台の端末更新を行うものであります。

なお、契約の相手方につきましては、文部科学省の端末調達ガイドラインに基づき行われました山形県を中心とした公募型プロポーザルにて、最優秀提案者となりましたN T T 東日本株式会社山形支店と町による見積り合わせを行った結果を踏まえまして、随意契約をするものとなります。

本件の財源につきましては、山形県公立学校情報機器整備事業費補助金及びデジタル活用推進事業債を活用するものでございます。

納期は、令和8年2月27日を予定しております。

説明は以上でございます。

○議長（菅原隆男） 説明が終わりました。質疑を行います。

[「なし」の声あり]

○議長（菅原隆男） 質疑なしと認めます。

討論を行います。

[「なし」の声あり]

○議長（菅原隆男） なければ、採決いたします。

議第64号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（菅原隆男） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○延会の宣告

○議長（菅原隆男） ここでお諮りいたします。本日の会議は、会議規則第24条第2項の規定により、これをもって延会したいと存じますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（菅原隆男） ご異議なしと認めます。よって、本日の会議はこれをもって延会することに決しました。

ご苦労さまでした。

延 会

〈午前11時42分〉